

保管困窮ポリ塩化ビフェニル廃棄物の認定に係る基準等について

平成 22 年 1 月 28 日制定

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 7 月 20 日改正

令和 3 年 3 月 24 日改正

平成 18 年度第 3 回 P C B 廃棄物処理に係る東海地区広域協議会にて承認された「保管困窮 P C B 廃棄物の考え方」に基づき、静岡県における保管困窮ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「保管困窮 P C B 廃棄物」という。）の認定に係る基準並びに申請及び認定の手続について、下記のとおり定める。

記

1 保管困窮 P C B 廃棄物の認定に係る基準

- (1) 保管困窮 P C B 廃棄物として認定できる P C B 廃棄物は、次に掲げる者のいずれかにより保管されている P C B 廃棄物とする。
 - ア 破産会社
 - イ 特別清算中の会社
 - ウ その他破産会社と同等であると認められる者
- (2) 保管困窮 P C B 廃棄物は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - ア 日本環境安全事業株式会社の早期登録又は機器等登録が完了していること。
 - イ 当該 P C B 廃棄物を保管する者が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成交付要綱第 3 条第 2 項に規定する中小企業者等に該当すること。
- (3) 保管困窮 P C B 廃棄物の認定に必要な提出書類は、以下のとおりとする。
 - ア 保管困窮 P C B 廃棄物認定申請書（別紙 1）
 - イ 保管状況を示す書類
（例）倉庫の配置図、付近の見取図、写真
 - ウ 早期登録又は機器等登録の登録確認書の写し
 - エ 保管する者を証する書類
（例）法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票
 - オ 保管する者が破産会社、特別清算中の会社、その他破産会社と同等であることがわかる書類
（例）法人の場合は登記事項証明書、株主総会議事録の写し、個人の場合は破産会社又は特別清算中の会社から保管困窮 P C B 廃棄物を譲り受けたことを証する書類（譲受け承認通知等）

2 申請及び認定の手続

- (1) 保管困窮 P C B 廃棄物の認定を受けようとする者は、別紙 1 の「保管困窮ポリ塩化ビフェニル廃棄物認定申請書」を、管轄する健康福祉センター（以下「センター」

という。)に提出するものとする。

- (2) 申請を受け付けたセンターは、速やかに実地調査を行い、チェックリスト及び調査報告書を作成の上、申請書に添えて廃棄物リサイクル課に進達するものとする。
- (3) 審査の結果、認定する場合は別紙2により申請者あて、別紙3により日本環境安全事業株式会社あて、別紙4によりセンターあて通知し、認定しない場合は別紙2-2により申請者あて、別紙4-2によりセンターあて通知するものとする。
- (4) 廃棄物リサイクル課は、別紙5により台帳を作成し、日本環境安全事業株式会社における保管困窮PCB廃棄物の処理状況を把握するものとする。

保管困窮ポリ塩化ビフェニル廃棄物の認定に係るチェックリスト

区 分	内 容	審査結果
保管する者	ア 破産会社 イ 特別清算中の会社 ウ その他破産会社と同等であると認められる者	
保管困窮PCB廃棄物の要件	ア 日本環境安全事業株式会社の早期登録又は機器等登録が完了していること。	
	イ 当該PCB廃棄物を保管する者が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成交付要綱第3条第2項に規定する中小企業者等に該当すること。	